

# 令和 6 年 第 1 回農業委員会総会 議事録

|                  |                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時           | 令和 6 年 1 月 1 1 日（木）午前 9 時 3 0 分～                                                                                                                            |
| 2. 場 所           | にかほ市金浦庁舎 第 3 会議室                                                                                                                                            |
| 3. 委員総数          | 1 2 名                                                                                                                                                       |
| 4. 出席した委員（1 1 名） | 1 番 佐々木純子    2 番 加藤朋光    3 番 佐々木鋼記<br>4 番 須田貴志    5 番 齋藤一成<br>7 番 須藤孝子    8 番 須田 久    9 番 佐藤久美子<br>10 番 森 孝良    11 番 遠藤 豊    12 番 小林 豊<br>（傍聴人 推進委員 伊藤 盛雄 ） |
| 5. 欠席した委員（1 名）   | 6 番 巴 朋之                                                                                                                                                    |
| 6. 総会議長          | 会長 小林 豊                                                                                                                                                     |
| 7. 議事録署名委員       | 2 番 加藤朋光    3 番 佐々木鋼記                                                                                                                                       |
| 8. 出席した事務局職員     | 事務局長 小森俊英    副主幹班長 村上裕子<br>主査 齊藤雄介                                                                                                                          |
| 9. 議事日程          | 第 1 議事録署名委員の指名<br>第 2 会議書記の指名<br>第 3 会期の決定<br>第 4 諸般の報告<br>第 5 議案審議                                                                                         |
| 報告第 1 号          | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について<br>・・・【2 0 件】                                                                                                             |
| 議案第 1 号          | 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について<br>・・・【1 件】                                                                                                              |
| 議案第 2 号          | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について<br>・・・【7 4 件】                                                                                                               |

議案第 3 号

にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について

・・・【 1 件】

◆事務局長

ただ今より、令和 6 年第 1 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前 9 時 3 0 分)

◇会長

明けましておめでとうございます。

年明け早々、元日から能登地方で地震が発生し、2 日は飛行機事故と、心から『明けましておめでとうございます』と言えない状況であります。被災された方、事故に遭われた方には、お悔やみとお見舞い申し上げます。

能登の地震につきましては 2、3 年前から地震の回数が増えていまして、今となってみればもう少し被害軽減対策が出来ていたのではないかと、残念に感じるところでございます。

にかほ市も、国道 7 号線が南の県境と北の市境で被害を受ければ、孤立化状態となる可能性がありますので、他人事ではないと思います。

さて、我々の任期が残り約 1 年となりました。昨年は「地域計画」のため、委員の皆様からは各地区の話し合いに出席いただきましてありがとうございました。引き続き今年も話し合いの場が設けられることとなっておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

議事に移ります前に議案書の訂正をお願いいたします。4 ページ、議案番号 2－4 0 の渡人を、[ ] から [ ] に、5 ページ、議案番号 2－6 3 の渡人を、[ ] から [ ] に、訂正願います。それに伴いまして、4 9 ページと 7 1 ページの渡人もそれぞれそれ訂正願います。

それでは議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。6 番 巴朋之委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 1 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
2番 加藤朋光委員 3番 佐々木鋼記委員 の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。  
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。  
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告  
12月21日、由利地域農業者発展フォーラムが、由利本荘市西目公民館「シーガル」で開催されております。  
12月25日、にかほ市農業再生協議会に出席しております。  
案件は、令和6年産米の「生産の目安」についてでありました。  
12月13日及び20日には、象潟元町地域と上浜地域の地域農業者協議会が開催され、地区の農業委員、推進委員の皆様から出席いただいております。これをもって、全地域で協議会が開催されたこととなります。令和6年も、それぞれの地域で複数回開催される予定となっておりますので、ご協力をお願いします。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書6ページからになります。  
報告第1号－1と2は、集落型農業法人設立の計画があり、集落内の調整のため解約するものです。報告第1号－3は、隣接する農地でありまして、そのうち一筆を転用するため解約するものです。転用農地につきましては、議案第1号に上程されております。報告第1号－4から6は受人が同一であります、周辺に耕作している圃場がなく分散しているため、作業の効率化の観点から解約するものです。報告第1号－7は、主となる圃場から離れていて、維持管理が難しくなったことから解約す

るものです。報告第1号－8は、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第2号－38へ上程されております。報告第1号－9から14は受人が同一で、規模縮小のため解約するものです。なお、解約された農地については、大須郷の地域農業者協議会での話し合いにより、2月以降の議案として上程される予定となっております。報告第1号－15は、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第2号－71へ上程されております。報告第1号－16から20は、受人が同一で、受人の体調不良により解約するものです。新たな利用権の設定については集落で調整中であります。

◇議長

報告第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないので、報告第1号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第1号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は11ページからとなります。

先ほどの報告第1号－3で解約された農地のうちの一筆であります。21ページに付近見取図と申請地の現況写真がありますが、申請地は、旧小出小学校から北西に約200mにある、登記地目が田の農地です。

申請書および計画書を12ページから16ページ、公図及び土地利用計画図を17・18ページに掲載しておりますが、譲受人は、結婚を機に実家のある集落近辺に自己用住宅を建築しようと候補地を探しておりましたが、農地以外に適当な土地が無く、また、親せき所有の農地を無償で譲り受けることが出来ることから当該地を選定したものです。

申請地は、県道に面していることから利便性も良く、また南北を住宅に挟まれ面積も小さいことから、周辺農地への影響も非常に少ないと思われます。

転用許可の要件である農地区分は、農振農用地区域には入っておりませんが、周辺には、ほ場整備された農地が広がっていることから、農地転用が原則許可されない第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であることから、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び佐々木鋼記委員、佐藤敏彦推進委員に確認していただいております。

◇議長

議案第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第1号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書22ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて74件でありまして、うち賃借権の新規が20件、再設定が46件、使用貸借権の設定が8件で、利用権設定の総面積は647,137㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

件数が多いので、新規を中心に説明いたします。始めに、議案第2号－1から35までを説明いたします。

議案第２号－１から５は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書２６・２７ページとなります。議案第２号－６と７は、渡人・受人とも同一で、どちらも賃借権の新設であります。これまでは、渡人の後継者が自作しておりましたが、その後継者が昨年亡くなり、渡人も高齢で耕作できないことから利用権を設定するものです。

議案書２７ページから３７ページとなります。議案第２号－８から１６は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書３７ページから４０ページになります。議案第２号－１７から２２は、いずれも賃借権の再設定となります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

続いて、議案第２号－２３と２４は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。２３の農地と２４の農地は近接しており、一部は、現況一枚の農地となっておりまして、まとめて利用権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第２号－２５と２６は、受人が同一で賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書４２ページから４４ページになります。議案第２号－２７は、賃借権の新設であります。新設ということですが、以前から受人が耕作していて、前回の期間満了時に更新手続きを忘れていたため、新設となったものであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書４４ページから４６ページになります。議案第２号－２８から３２は、受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。２９については離農による利用権の新設、それ以外は規模縮小による利用権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書４７ページに移ります。議案第２号－３３から３５は、受人が同一で賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

- ◇議長 議案第２号－１から３５までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ◇10番 森委員 議案第２号－２３と２４は新規の利用権設定ということですが、新たに利用権を設定することとなった理由はわかりますか。
- ◆事務局長 議案第２号－２３と２４は、合わせて５筆の農地となっておりますが、現況は２枚の農地となっております。これまで２４の渡人が耕作しておりましたが、今後規模縮小を考えていることから、受人に打診したところ承諾を得られたことから、貸し付けることになったと聞いております。
- ◇議長 他にございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第２号－１から３５について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、議案第２号－１から３５については、原案どおり承認することに決定いたします。
- ◇議長 次の議案第２号－３６は、７番 須藤孝子委員 と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。
- 〈７番 須藤孝子委員 退席〉 (午前 ９時５６分)
- ◇議長 議案第２号－３６について、事務局の説明を求めます。
- ◇議長 議案書４８ページになります。議案第２号－３６は、賃借権の新設であります。当該地は以前から菊類が作付けされており、受人も菊類を栽培していることから、利用権を設定したものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第２号－３６の説明が終わりました。ご質問、ご意見等  
ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第２号－３６につい  
て、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま  
す。

◇議長

７番 須藤孝子委員 の入室を許可します。

〈７番 須藤孝子委員 着席〉 （午前 ９時５８分）

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第２号－３７は、賃借権の再設定であります。契約条件  
並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第２号－３８と３９は、いずれも賃借権の新設でありま  
す。３８は、報告第１号－８に係る農地であります。それぞれの  
契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり  
ます。

議案書４９ページから５２ページになります。議案第２号－  
４０から４２は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であり  
ます。４０は、これまで自作しておりましたが、事実上の離農  
で、水田を賃貸するものです。４１と４２は、先月の総会で解  
約の報告をした農地となります。それぞれの契約条件並びに受  
人の経営状況は議案に記載のとおりとなります。

議案書５３ページから６９ページになります。議案第２号－  
４３から５９は、受人が同一で、賃借権と使用貸借権の再設定  
であります。賃借料は圃場によって設定されており、１０ａ当  
たり ■■■■■円から ■■■■■円となっております。

議案書７０ページからとなります。議案第２号－６０は賃借  
権の新設であります。期間満了で返還された農地を新たに賃借  
するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の  
とおりであります。



議案第２号－６１は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第２号－６２から６５は、受人が同一で、６２から６４は賃借権と使用貸借権の再設定、６５は使用貸借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書７２ページから７６ページとなります。議案第２号－６６から７０は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

続いて、議案第２号－７１は、賃借権の新設で、報告第１号－１５に係る農地であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第２号－７２と７３は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。７２の渡人も大規模農家ですが、農地の場所が長岡ということもあり、地元の農家に賃貸するものです。７３は、今月で期間満了となる農地を受人が引き受けるものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

最後になります。議案第２号－７４は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第２号－３７から７４の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇10番  
森委員

議案第２号－４０の受人について伺います。受人の経営状況を見ますと、経営面積全てが借入地となっています。この方は、非農家出身の就農者なのか、農家出身だけれども、親とは別の経営体として借りているのか、わかれば教えて下さい。

◆事務局長

議案第２号－４０の受人は実家の隣に自己所有の住宅を建てていまして、親とは別世帯として住民登録をしております。

議案書の面積は、世帯としての経営面積や自作地面積となっております。例えば、同居していれば、農地所有者の父と経営者である子との間で貸借契約をしていれば自作面積に反映されますが、今回の場合は別世帯となりますので、父の所有地が自作地とはならなかったものです。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第２号－３７から  
７４について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求  
めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第２号－３７から７４については、  
原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第３号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対  
する意見について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第３号は、農業振興地域整備計画内の農用地利用計画の  
変更についてであります。農用地区域からの除外に係る変更案  
に対して意見を求められているものでありまして、除外の目的  
は、コンビニエンスストア建設のためであります。

計画地の付近見取図と開発区域の申請図を８５ページ、８６  
ページに掲載しておりますが、申請地は、白瀬記念館から黒川  
集落を通過して芹田集落へ向かう市道と、国道７号線の交差点付  
近です。今後、農地転用許可申請が提出されることとなります  
が、開発予定区域の敷地内に、一部農地が含まれておりまして、  
この農地は、ほ場整備によって換地された農地であることから、  
農振農用地区域に入っております。このままでは転用許可が出  
来ませんので、農用地区域から除外しようとするものです。

８４ページの 農用地利用計画変更要件検討表 にもありま  
すとおり、市では、場所の選定や農地の集積、土地改良施設の  
機能に支障はないと認められるとのことでもあります。なお、  
８６ページの開発区域の申請図にあります、開発区域内を横断  
する道路がありますが、先の１２月議会において、市道の廃止  
が議決されております。

◇議長

議案第３号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ござい  
ませんか。

◇議長 暫時休憩いたします。 (午前 10 時 12 分)

◇議長 再開いたします。 (午前 10 時 18 分)

◇議長 他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見等ないようですので、議案第 3 号について変更案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議のない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもって総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 19 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和6年1月11日

議事録署名委員

|      |    |   |
|------|----|---|
| 総会議長 | 会長 | 印 |
|------|----|---|

|    |    |   |
|----|----|---|
| 委員 | 2番 | 印 |
|----|----|---|

|    |    |   |
|----|----|---|
| 委員 | 3番 | 印 |
|----|----|---|